

4 広聴事案の処理結果

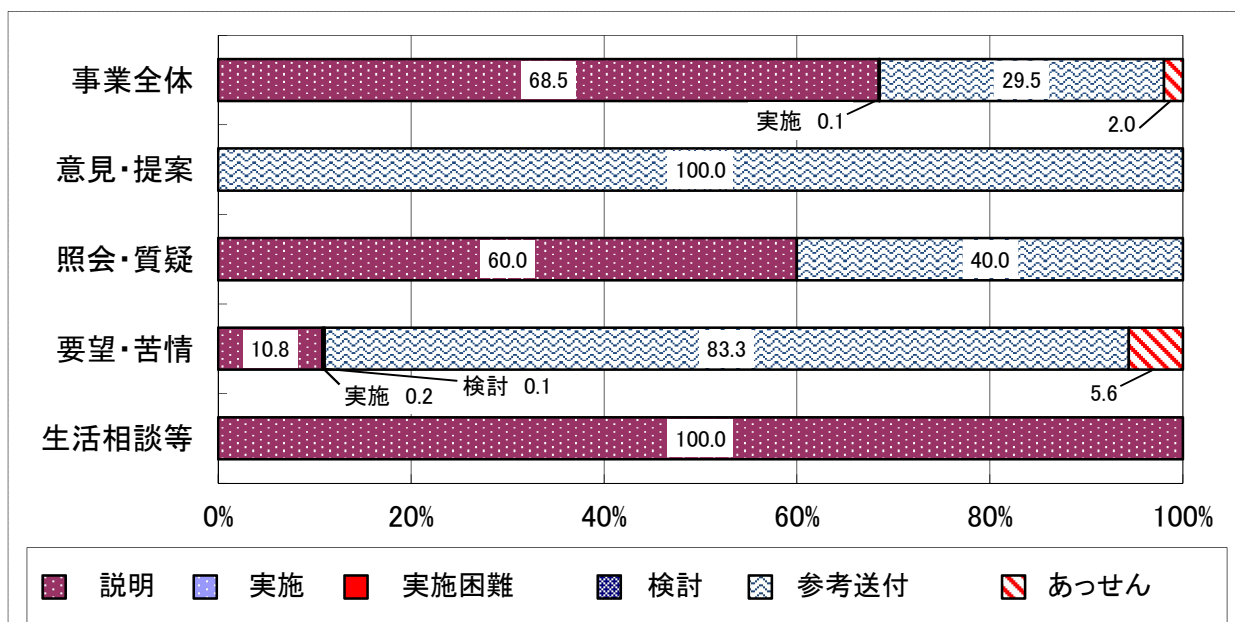
- (1) 内容が「意見・提案」の広聴事案（総数 11件）の処理結果では、「参考送付」が 11件（100.0%）となっています。
- (2) 「照会・質疑」の広聴事案（総数 10件）では、「説明」が 6件（60.0%）、
「参考送付」が 4件（40.0%）となっています。
- (3) 「要望・苦情」の広聴事案（総数 1,333件）は、関係部局への「参考送付」が 1,111件（83.3%）と最も多く、要望等の内容に対して「説明」した事案は 144件（10.8%）、
「あっせん」した事案は 75件（5.6%）となっています。
- (4) 「生活相談等」の広聴事案 2,468件の処理結果は、全て「説明」となっています。
（表 9 及び図12参照）

※ 「あっせん」は、国や市町の所管する事案のため、その処理を県の機関以外に処理依頼したものです。

表 9 種類別広聴事案の処理結果（平成 28 年度）（単位：件、%）

内容	結果	説明	実施	実施困難	検討	参考送付	あっせん	受理数
意見・提案		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (100.0)	0 (0.0)	11
照会・質疑		6 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	10
要望・苦情		144 (10.8)	2 (0.2)	0 (0.0)	1 (0.1)	1,111 (83.3)	75 (5.6)	1,333
生活相談等		2,468 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2,468
合計		2,618 (68.5)	2 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.0)	1,126 (29.5)	75 (2.0)	3,822

図12 種類別広聴事案の処理結果（平成 28 年度）（単位：%）



受理案件のうち県所管事案 1,279件の部局別処理結果は、表10のとおりです。

表10 県所管事案の部局別処理結果（平成28年度）

（単位：件、％）

	説 明	実 施	実 施 困 難	検 討	参 考 送 付	合 計
総 合 政 策 部	1 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	158 (99.4)	159
経 営 管 理 部	8 (13.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	53 (86.9)	61
県 民 生 活 部	18 (9.3)	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	174 (90.2)	193
環 境 森 林 部	7 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	65 (90.3)	72
保 健 福 祉 部	21 (8.3)	1 (0.4)	0 (0.0)	1 (0.4)	229 (90.9)	252
産 業 労 働 観 光 部	2 (2.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	71 (97.3)	73
農 政 部	9 (16.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	46 (83.6)	55
県 土 整 備 部	59 (21.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	210 (78.1)	269
教 育 委 員 会	8 (10.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	71 (89.9)	79
警 察 本 部	16 (32.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	33 (67.3)	49
そ の 他	1 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (94.1)	17
合 計	150 (11.7)	2 (0.2)	0 (0.0)	1 (0.1)	1,126 (88.0)	1,279

受理した意見・提案・要望等に対し、県が実施又は回答した主な内容は、表11のとおりです。

表11 広聴事案の主な内容

No.	項目	意見・提案・要望等の内容	実施・回答内容	所管部局
1	第98回全国高校野球選手権大会で作新学院高等学校が優勝したことに伴うパレードの実施について	全国高校野球選手権大会で作新学院高等学校が優勝の快挙を成し遂げたので、凱旋パレードをやってほしい。	パレードは、日本高校野球連盟が禁止しているため、実施できませんが、この素晴らしい功績を讃えるため、平成28年8月26日に、県庁で作新学院高等学校硬式野球部による優勝報告会を実施するとともに、知事特別表彰（栃木県スポーツ功労賞）を授与しました。	経営管理部 文書学事課
2	県庁の閉館日の周知について	県庁の閉館日について、貼り紙などで知らせてほしい。	栃木県庁舎は、建物の設備点検等のため、年間延べ10日程度の「閉館日」を設けています。 そのため、県ホームページのほか、県庁舎の入口付近などに「次回の閉館日」のお知らせを掲示しているところですが、改めてその掲示位置等を見直し、より目立つ場所に移動するなどの処置を行いました。（H28.6.30実施）	経営管理部 管財課
3	心身障害者に係る自動車取得税の免除・自動車税の減免について	県ホームページの障害の区分、階級の適用範囲がわかりにくい。	県ホームページに掲載している「身体障害者手帳を受けている方のうち、免除（減免）を受けることができる方の範囲」を示した表について、身体障害者手帳に記載されている記号番号を追加するなどし、免除の適用範囲がより明確となるようにしました。 （H28.7.6実施） ※県ホームページ内 「身体障害者手帳を受けている方のうち、免除（減免）を受けることができる方の範囲」アドレス http://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/life/zeikin/zeikin/car_genmen02.html	経営管理部 税務課
4	県民からの情報活用展開について	橋やトンネルなどのインフラの老朽化に対応するために、スマートフォンを利用して、広く県民から情報提供を求め、優先順位を効率的に定められるようにしてはどうか。 また、県のインフラ情報（現在の県の把握状況）をネット上に公開することが必要であると思う。	道路の損傷や通行障害等道路施設の異常について、早期発見・早期対応のため、日常パトロールのほか、県民の皆様から広く情報を収集しています。 ①フリーダイヤルによる情報提供：各土木事務所毎にフリーダイヤルを設定 ②道路緊急ダイヤル（#9910）：国土交通省と連携、24時間受付 ③道路モニター等による通報 ④県政に対する提案・意見等：手紙や電子メール等による受付 また、県が管理する道路、トンネル等の情報や通行規制状況については、「とちぎ道路管理情報」として県ホームページに掲載しています。 ※県ホームページ内 「とちぎ道路管理情報」アドレス http://www.kendo.pref.tochigi.lg.jp/roadinfo/	県土整備部 道路保全課
5	選挙の投票時間について	選挙の投票時間について、夜8時までは必要ないと思う。期日前投票の場所を増やし、夜7時までとしてはどうか。	選挙の投票日の投票時間は、公職選挙法で午前7時から午後8時までと定められています。 ただし、市町の選挙管理委員会は、有権者の投票の便宜のために必要なとき又は投票に支障を来さない認められる場合に限り、開始時刻の繰り上げ等ができることとされており、市町の選挙管理委員会が、地域の事情を踏まえた上で決定しています。 また、期日前投票所の設置場所につきましても、市町の選挙管理委員会が決定しています。	総合政策部 市町村課
6	バリアフリー歩道の整備について	歩道のバリアフリー化による段差解消工事が進んでいるが、1cm程度の段差がついている工事がほとんどであり、車イス、自転車使用時に問題があると思う。	バリアフリー新法（平成18年施行）におけるバリアフリーガイドラインでは、車いす使用者や高齢者などの安全で円滑な通行のためには、歩道等と車道との間に段差や高低差がないことが望ましい反面、視覚障害者の安全かつ円滑な通行のためには、歩道等と車道の境界を識別する手がかりとして、ある程度の段差や高低差がある方が望ましいとされています。 視覚障害者が自分の位置を段差で判断するため、歩行者が横断する部分は2cmの段差を標準としていますので、御理解をお願いいたします。	県土整備部 道路整備課

No.	項目	意見・提案・要望等の内容	実施・回答内容	所管部局
7	高齢者が気軽に 出かけられる施設 について	高齢者が気軽に 出かけられる施設 などを知りたい。	県内の催し物等について、「とちぎ県民だより」や県政情報番組、県ホームページ等で、より多くの情報をお伝えしています。 なお、県では、高齢の方が少しでも気軽ににお出かけいただけるよう、9月15日～21日の老人週間の際に、県内にお住まいの65歳以上の方に対し、県の文化施設の無料開放を実施しています。 平成28年度、無料開放を行った施設は次のとおりです。 (年度により、変更となる場合があります。) ・県立美術館 ・県立博物館 ・とちぎ花センター ・なかがわ水遊園 ・とちぎ明治の森記念館 ・井頭公園花ちょう遊館 ・日光田母沢御用邸本邸 ・日光自然博物館	保健福祉部 高齢対策課 県民生活部 広報課
8	運動施設の整備 について	県総合運動公園に、 屋内プールやジム、 屋内のウォーキング 施設ができればあり たい。	県では、現在、栃木県総合運動公園と元競馬場や元運転免許試験場において、「総合スポーツゾーン」の整備を進めています。 このうち、体育館と屋内水泳場には、アリーナをはじめ、各種運動機器を備えたトレーニング室、屋内ジョギングコースや屋内プール等を整備する予定です。また、供用開始後（平成33年4月頃を予定）には、スポーツ教室事業等も実施する予定です。	県土整備部 総合スポーツ ゾーン整 備室
9	自動車税の支払い について	自動車税の支払いに ついて、クレジットカード やペイジー（※）で支 払えるように検討して ほしい。 ※ペイジーとは、税金 や公共料、各種料金 などの支払いを、パ ソコンやスマートフォン ・携帯電話（インター ネットバンキング・ モバイルバンキングを 利用）、ATMから支 払うことができるサー ビスです。	本県の自動車税については、平成28年度からクレジットカード及びペイジーで納付いただけるようになりました。 なお、クレジットカード及びペイジーで納付いただいた場合には、領収証書及び納税証明書が発行されませんので、御注意ください。 ※県ホームページ内 「平成28年4月から納付方法が増え『より便利に、より身近に』」アドレス http://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/life/zeikin/zeikin/nouhukakudai_27_top.html	経営管理部 税務課
10	とちぎネットアン ケート調査結果の 公表について	県ホームページに 掲載されている、と ちぎネットアンケート 調査結果について、 現在、上から実施順 （第1回、第2回…） に調査結果が掲載さ れているため、最新 情報を確認するのに スクロールする必要 があることから、掲 載順を逆にし、最新 情報が常に上に表示 されるよう見直し してほしい。	調査結果の掲載順について、最新の情報がページ上方に掲載されるように変更しました。 (H28. 3. 3実施) ※県ホームページ内 「とちぎネットアンケート調査結果」アドレス http://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/iken/net-anke-kekka.html	県民生活部 広報課
11	アライグマの対策 について	アライグマには、い ろいろな害があるよ うだが、栃木県では 既に対応しているの か。	本県では、平成23年度に外来生物法に基づく「栃木県アライグマ防除実施計画」を策定し、県・市町・関係機関・地域住民が連携して、計画的かつ継続的に防除を行うこととしています。 具体的には、生息・被害情報を把握するとともに、各市町に小型箱わなを貸与し、捕獲に努めています。 捕獲された個体については、県獣医師会に委託して寄生虫の検査などを実施しています。 また、市町担当者や鳥獣管理士を対象として、アライグマ防除研修を実施しています。 ※県ホームページ内 「栃木県アライグマ防除対策」アドレス http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/23araigumakeikaku.html ※下線部H28. 10. 31修正	環境森林部 自然環境課

No.	項目	意見・提案・要望等の内容	実施・回答内容	所管部局
12	男性不妊治療費助成金について	<p>不妊治療は、ほとんどが保険がきかず自費で、女性には少し補助金があっても、男性には補助金は無い。 男性の不妊治療に補助ができないだろうか。</p>	<p>不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、県では、「栃木県不妊に悩む方への特定治療支援事業」を実施しています。<u>平成28年1月20日以降に終了した治療から、男性不妊治療についても助成対象となりました。特定不妊治療のうち、精巣又は精巣上体から精子を採取する手術を行った場合、1回の治療につき15万円を上限に助成します。</u> <u>対象となる治療ステージと助成対象範囲については、県ホームページで御確認ください。</u></p> <p>※県ホームページ内 「栃木県不妊に悩む方への特定治療支援事業」アドレス http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/welfare/kodomo/kosodatesoudan/tokuteihunintiryouhi_josei.html</p> <p>なお、栃木県不妊専門相談センターでは、助産師や産婦人科医のほか、平成25年度からは男性不妊の専門医による相談事業を行っています。 ※不妊専門相談センターの連絡先：TEL 028-665-8099</p> <p>※下線部H28. 10. 31修正</p>	保健福祉部 こども政策課